

重要事項説明書

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 03-5915-2677 (午前8時30分～午後5時30分)

FAX 03-5915-2688 (24時間受付)

担当 支援相談員

* ご不明な点は、何でもお尋ねください

2 介護老人保健施設「板橋ロイヤルケアセンター」の概要

(1) 事業所の名称・所在地等

・事業所名	板橋ロイヤルケアセンター
・開設年月日	平成12年9月1日
・所在地	東京都板橋区前野町三丁目 46-3
・電話番号	03-5915-2677
・ファックス番号	03-5915-2688
・代表者	理事長 中村 哲也
・介護保険事業所番号	1357080948

(2) 介護老人保健施設の目的

介護老人保健施設は、要介護者であつて、主としてその心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むための支援を必要とする者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行うことを目的とする施設です。さらに、家庭復帰の場合には療養環境の調整など退所時の支援も行っていますので、安心して退所いただけます。

(3) 施設の職員体制 (基準数による)

職種	人員数	職務
管理者 (施設長)	1.0	施設・職員・業務等の管理全般
医師 (管理者を含む)	1.5 以上	利用者の健康管理
薬剤師	0.5 以上	薬の調剤及び管理
看護職員	15.0 以上	利用者の看護
介護職員	40.0 以上	利用者の介護
支援相談員	3.0 以上	利用者及び家族の相談援助
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	6.0 以上	利用者の機能回復訓練実施
栄養士	3.0 以上	利用者の栄養管理
介護支援専門員	3.0 以上	ケアプランの策定
事務職員	5.0 以上	事務全般
合計	78.0 以上	

(4) 施設設備等の概要

定 員		150名 (認知症専門棟：50名)	診 察 室	1
居 室	4人室	35室	食 堂	3 (各階)
	個 室	10室	レクリエーションルーム	1
			機能訓練室	1
浴 室	一般浴槽	2 (各階)	談 話コーナー	2 (各階)
	特別浴槽	1 (各階)	理美容コーナー	1 (共用)
相 談 室		3 (居宅と併用)	ボランティアルーム	1 (共用)

3 サービス内容

- ① 身辺介護 食事、着替え、排泄、入浴、清拭、口腔清拭等
- ② 健康管理 体温・脈拍・血圧等の測定、体位変換等
- ③ 比較的安定した病状についての医療 診察、投薬、注射、検査、処置等
- ④ 機能訓練・リハビリテーション 生活動作訓練を中心とした作業療法・理学療法等
- ⑤ レクリエーション 集団レク、合唱・合奏、散歩、誕生会、季節行事等
- ⑥ 相談援助 行政手続代行、入・退所相談等
- ⑦ 理美容 理・美容師による出張サービス
- ⑧ 病状の急変等、治療が必要な場合

協力病院等で必要な治療を受けることができます。

* 以上、これらのサービスのなかには、利用者の方から基本利用料とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

4 利用料金

【重要事項説明書入所契約書別紙】を参照ください

5 協力医療機関

・板橋中央総合病院 : 東京都板橋区小豆沢 2-12-7
03-3967-1181

協力歯科医療機関

・植村歯科医院 : 東京都板橋区高島平 7 丁目 1 4-5 須田ビル 2F
03-3930-8041

6 サービスの特徴等

(1) 運営の方針

高齢者の自立を支援し、居宅における生活への復帰を目指す施設として、明るく家庭的な雰囲気のもとで地域や家庭との結びつきを重視した施設運営を行う。地域に対する公共性、公益性の重要な役割を踏まえて、利用者やその家族に安心、満足、可能性を追求できるケアを提供する。

また、適切な施設介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動など、施設介護職員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

(2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
男性介護職員の有無	有	
従業者への研修の実施	有	年1回以上の専門研修を実施しています
サービスマニュアルの作成	有	
身体拘束の有無	無	生命・身体を保護するため緊急やむをえない場合のみ、同意のうえ行う。
感染症の管理体制	有	感染症又は食中毒の予防及び蔓延防止のため指針を整備し、対策検討会議等を月1回以上開催
介護事故に対する安全管理体制	有	施設内で発生した事故について毎月開催される対策検討会議等にて分析し改善策を検討
褥瘡防止対策の体制	有	褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を防止する体制を整備
介護サービス情報の公表	有	指定調査機関による調査（年1回）・公表
そ の 他	無	

7 施設利用にあたっての留意事項

- ・ 面会 午前10時～午後8時（1F 受付の面会届にご記入下さい）
感染症感染対策等の状況によって面会の実施状況が変更となる可能性があります。
- ・ 外出・外泊 事前に届出書を記入（外泊は最長で1月に7泊8日以内）
- ・ 設備、備品の利用 備え付けのものを利用（無断使用は禁止）
- ・ 金銭、貴重品の管理 原則不可（施設で許可した場合に限る。利用者様の個人管理となり、破損・紛失・盗難には当施設で責任を負いかねます。）
- ・ 飲食物の持ち込み 原則不可（施設で許可したものに限る）
- ・ 施設外での受診 当施設医師の指示が必要です。
- ・ 薬の処方 入所中は、施設医師が利用者の状態に合わせて処方します。
他医療機関にて薬（内服薬・点眼薬・軟膏・湿布等）処方はいけません。
- ・ 飲酒・喫煙 施設入所中は飲酒・喫煙はできません。
- ・ 火気の取扱い 火気等の持ち込みは禁止です。
- ・ ペットの持ち込み 衛生管理上禁止させて頂いております。
- ・ 宗教活動 施設内での宗教活動は禁止です。
- ・ 退所希望 14日前までに（急変時を除く）、ご相談ください。
- ・ その他 持ち物にはすべてご記名ください。

8 第三者評価

第三者評価は実施しておりません

9 緊急時の対応方法

ご利用者の容態に変化等あった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講じます。ご家族へは医師の判断のもと連絡します。なお、連絡先は本契約書の身元引受人に連絡いたします。

10 事故発生時の対応について

施設サービス提供にあたって事故が発生した場合は、速やかに身元引受人や区に連絡と報告すると共に、必要な措置を講じます。事故内容については状況等を記録し、再発防止に努めます。事故が事業者側の故意過失による場合は損害賠償します。故意過失によらない場合はこの限りではありません。

1.1 非常災害対策

- ・防災時の対応 消防計画規定により生命の安全を最優先に避難します。
- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、防火戸、排煙設備、自動火災報知設備、非常警報設備、誘導灯、発電機、通報装置
- ・防災訓練 年2回以上
- ・防火管理者 事務長

1.2 高齢者虐待の発生又はその再発を防止するための対策について

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

1.3 契約の解除

利用者は、当施設に対して終了希望日の14日前までに文書等で通知することにより、この契約を解除することができます。但し、利用者の病変や急な入院等なやむを得ない事情がある場合には、即時契約を解除することができます。

2 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

3 次の事由に該当した場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対して、14日間の予告期間において文書等で通知することにより、この契約を解除することができます。尚、④⑤⑥について即時退所とし、この契約を解除することができます。

- ① 利用者及び身元引受人が、サービス利用料金の支払いを正当な理由なく2ヶ月以上遅延し、利用料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合
- ② 当施設において定期的実施される入所継続判定会議で、退所して居宅において生活ができると判断された場合
- ③ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用いただくことができない場合
- ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの提供範囲を越えると判断された場合

- ⑤ 利用者又はその身元引受人が、当施設やサービス従事者または他の入所者等に対して、この契約を継続し難いほどの重大な背信行為(セクハラ、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為)を行った場合
- ⑥ 利用者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命、身体、健康に影響を及ぼす恐れがあり、又は、利用者が自傷行為を起こす等この契約の継続がし難い事情が生じた場合
- ⑦ 契約書の第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。

14 サービス内容に関する相談・苦情

(1) 1階事務所付近意見箱

(2) 当事業所の相談・苦情および高齢者虐待の受付窓口 事務室で受け付けています。

〔担当職員〕 施設長

看護部長

支援相談員

電話 03-5915-2677

(3) 苦情・相談等に対応するための体制・手順

1. 支援相談員が、利用契約時に利用者及び家族に対して苦情・相談等の申し出方法について説明する。
2. 寄せられた苦情・相談等は支援相談員が受け付け、必要に応じ、施設長、看護部長、事務長に報告する。
3. 支援相談員は関係職員に事実確認・再発防止策の立案・実施をさせるとともに、当該利用者・家族との話し合いの場を設けるなど、問題解決に取り組む。
4. 支援相談員はその内容や経過などを記録する
5. 支援相談員は月1回開催のサービス向上委員会（緊急性・重要性の高いケースについては臨時開催）にて、苦情・相談等の内容を報告し、問題解決に取り組む。
6. 必要に応じて、東京都福祉保健局や板橋区、その他関係機関への報告、連携し、問題解決に取り組む。

(4) その他

区役所、国保連の介護保険の窓口でもご相談いただけます。

◇板橋区役所 健康生きがい部介護保険苦情相談室

〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号

TEL: 03-3579-2079

◇東京都国民健康保険団体連合会 介護保険課

〒102-0072 千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館11階

TEL: 03-6238-0177 (大代表) FAX: 03-6238-0022

15 当法人の概要

法 人 名
代表者役職・氏名
法 人 所 在 地
法 人 電 話 番 号
定款の目的に定めた事業

医療法人社団 明 芳 会
理 事 長 中 村 哲 也
東京都板橋区小豆沢2丁目12番7号
03-3967-1181

1. 病院の経営
2. 診療所の経営
3. 介護老人保健施設の経営
4. その他これに付随する業務

訪問看護ステーション

居宅介護支援事業所

地域包括支援センター

看護学校

その他

重要事項説明書 入所契約書別紙

1 相談窓口担当者

担当者：支援相談員

連絡先 03-5915-2677 (受付時間：8：30～17：30 ※日曜除く)

2 提供するサービスの内容

(1) 居 室 個室と多床室（4名の居室）をお選びいただけます。

ご希望により個室をご利用いただけますが、特別療養室料が加算となります。

(2) 食 事 朝食 8時00分
昼食 12時00分
夕食 18時00分

(3) 入 浴 週に最低2回入浴できます。

ただし、心身の状態に応じ、特別浴または清拭となる場合があります。

(4) 介 護 施設サービス計画に沿って下記の介護を行います。

食事、着替え、排泄、おむつ交換、体位変換、施設内の移動の付き添い等の
介助

(5) 機能訓練 原則として機能訓練室で個別・集団等の機能訓練を行います。

(6) 生活相談 常勤の支援相談員に、生活に関する相談ができます。

(7) 健康管理 常勤の医師・看護師が心身の状態を毎日観察し、対応します。

(8) 理 美 容 ご希望により出張理・美容室を利用できます（事前申込制）。

(9) そ の 他 利用者の能力に応じた日常生活が営めるよう各種の支援を行います。

3 利用料金

(1) 基本料金

①施設利用料（1日あたりの自己負担分）

◎1割負担

従来型個室	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本サービス費(i)	782円	832円	903円	963円	1,016円
基本サービス費(ii)	859円	941円	1,012円	1,074円	1,134円
多床室	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本サービス費(iii)	865円	919円	990円	1,048円	1,103円
基本サービス費(iv)	950円	1,033円	1,106円	1,169円	1,227円

◎2割負担

従来型個室	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本サービス費(i)	1,563円	1,664円	1,805円	1,925円	2,032円
基本サービス費(ii)	1,718円	1,882円	2,023円	2,148円	2,268円
多床室	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本サービス費(iii)	1,729円	1,838円	1,980円	2,095円	2,206円
基本サービス費(iv)	1,899円	2,065円	2,211円	2,337円	2,453円

◎3割負担

従来型個室	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本サービス費(i)	2,345円	2,495円	2,708円	2,888円	3,048円
基本サービス費(ii)	2,577円	2,822円	3,035円	3,221円	3,401円
多床室	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本サービス費(iii)	2,593円	2,757円	2,970円	3,143円	3,309円
基本サービス費(iv)	2,848円	3,097円	3,316円	3,506円	3,679円

② 居住費

i) 従来型個室 1日あたり 1,730円

ii) 多床室 1日あたり 800円

③ 食費 1日あたり 1,980円

* 居住費・食費について介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は認定証に記載している負担限度額となります。認定を受けていない方は、各市区町村の介護保険課へ直接お問合せの上、必要な申請手続きをお願い致します。

尚、介護保険負担限度額認定証は施設へ提示、ご持参いただきますようお願い致します。

(2) その他の料金

	内容	金額			備考
		1 割負担	2 割負担	3 割負担	
1	夜勤職員配置加算	27 円/日	53 円/日	79 円/日	夜勤体制が基準を満たしている場合
2	短期集中リハビリテーション実施加算 (I)	282 円/回	563 円/回	844 円/回	ADL の評価を LIFE を用い提出し活用していることを満たし、入所後 3 ヶ月以内、週に 3 日以上集中的なりハビリを受けられた場合
3	短期集中リハビリテーション実施加算 (II)	218 円/回	436 円/回	654 円/回	入所後 3 ヶ月以内、週に 3 日以上集中的なりハビリを受けられた場合
4	認知症短期集中リハビリテーション加算 (I)	262 円/回	524 円/回	785 円/回	退所後の居宅又は施設等を訪問し計画し、入所後 3 ヶ月以内、認知症の方に対し医師の指示により集中的なりハビリを受けられた場合
5	認知症短期集中リハビリテーション加算 (II)	131 円/回	262 円/回	393 円/回	入所後 3 ヶ月以内、認知症の方に対し医師の指示により集中的なりハビリを受けられた場合
6	認知症ケア加算	83 円/日	166 円/日	249 円/日	認知症の入所者にサービスを行った場合
7	若年性認知症利用者受入加算	131 円/日	262 円/日	393 円/日	若年性認知症の方を個別の担当者を置いて受け入れた場合
8	認知症チームケア推進加算 (I)	164 円/月	327 円/月	491 円/月	認知症介護に係る専門的な研修、認知症の行動・心理症状の予防に資する研修を修了した者を含む、複数人のチームを組んでいる場合
9	認知症チームケア推進加算 (II)	131 円/月	262 円/月	393 円/月	複数人の介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいる場合
10	在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (I)	56 円/日	112 円/日	167 円/日	厚生労働省が定める在宅復帰、在宅療養支援に対しての評価基準に基づいて算定
11	在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (II)	56 円/日	112 円/日	167 円/日	
12	外泊時加算	395 円/日	789 円/日	1,184 円/日	居宅などへ外泊をされた場合、外泊初日と最終日は施設基本利用料となります。(月 6 日限度)
13	外泊時加算 (在宅サービスを利用する場合)	872 円/日	1,744 円/日	2,616 円/日	居宅における外泊を認め、介護老人保健施設により提供される在宅サービスを利用した場合。(月 6 日限度)
14	ターミナル加算 (31～45 日)	79 円/日	157 円/日	236 円/日	ご家族の同意を得て、ターミナルケアを実施して死亡日以前 31～45 日までの場合
15	ターミナル加算 (4～30 日)	175 円/日	349 円/日	524 円/日	ご家族の同意を得て、ターミナルケアを実施して死亡日以前 4～30 日までの場合

16	ターミナル加算（前日及び前々日）	992 円/日	1,984 円/日	2,976 円/日	ご家族の同意を得て、ターミナルケアを実施して死亡日の前日及び前々日
17	ターミナル加算（死亡日）	2,071 円/日	4,142 円/日	6,213 円/日	ご家族の同意を得て、ターミナルケアを実施した死亡日当日
18	初期加算（Ⅰ）	66 円/日	131 円/日	197 円/日	急性期の一般病棟に入院後 30 日以内に介護老人保健施設に入所した場合
19	初期加算（Ⅱ）	33 円/日	66 円/日	99 円/日	入所日から 30 日以内の期間。30 日以上入院した後の再入所も同様
20	退所時栄養情報連携加算	77 円/回	153 円/回	229 円/回	特別食を必要とする入所者又は低栄養状態にある入所者について、当施設の管理栄養士が退所先の医療機関等に対して、栄養管理に関する情報を提供する
21	再入所時栄養連携加算	218 円/回	436 円/回	654 円/回	特別食を必要とする入所者が医療機関に入院後、当施設の管理栄養士が当該医療機関の管理栄養士と調整を行った場合
22	入所前後訪問指導加算（Ⅰ）	491 円/回	981 円/回	1,472 円/回	入所前 30 日～入所後 7 日以内の居宅へ訪問し、必要な情報提供・連携をおこなった場合
23	入所前後訪問指導加算（Ⅱ）	524 円/回	1,047 円/回	1,570 円/回	入所前 30 日～入所後 7 日以内の居宅へ訪問し、生活機能の具体的な改善目標を定め支援を行った場合
24	試行的退所時指導加算	436 円/回	872 円/回	1,308 円/回	入所者の退所にあたって、必要な情報提供・連携を行うなど、退所後に向けての指導等を行った場合
25	退所時情報提供加算（Ⅰ）	545 円/回	1,090 円/回	1,635 円/回	
26	退所時情報提供加算（Ⅱ）	273 円/回	545 円/回	818 円/回	
27	入退所前連携加算（Ⅰ）	654 円/回	1,308 円/回	1,962 円/回	
28	入退所前連携加算（Ⅱ）	436 円/回	872 円/回	1,308 円/回	
29	訪問看護指示加算	327 円/回	654 円/回	981 円/回	
30	協力医療機関連携加算（Ⅰ）	55 円/月	109 円/月	164 円/月	
31	協力医療機関連携加算（Ⅱ）	6 円/月	11 円/月	17 円/月	
32	栄養マネジメント強化加算	12 円/日	24 円/日	36 円/日	栄養ケア計画に従い、食事の観察を週 3 回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施した場合

33	経口移行加算	31 円/日	61 円/日	92 円/日	経口摂取に移行するための栄養管理を実施した場合
34	経口維持加算 (I)	436 円/月	872 円/月	1,308 円/月	摂食障害がある方の経口摂取を維持するための栄養管理を実施した場合
35	経口維持加算 (II)	109 円/月	218 円/月	327 円/月	(I)の実施に、歯科医師、歯科衛生士または言語聴覚士が加わった場合
36	口腔衛生管理加算 (I)	99 円/月	197 円/月	295 円/月	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者に対し、口腔ケアを月2回行った場合
37	口腔衛生管理加算 (II)	120 円/月	240 円/月	360 円/月	厚生労働省に情報を提出し必要な情報を活用した場合
38	療養食加算	7 円/回	13 円/回	20 円/回	療養食を提供した場合
39	かかりつけ医連携薬剤調整加算 (I) イ	153 円/回	306 円/回	458 円/回	・入所前に6種類以上の内服薬を処方されていた方を対象に、(I)イは、当施設の医師と入所前の主治医が事前に合意し、その処方方針に従って減薬する取り組みを行った場合。(I)ロは、施設において減薬する取り組みを行った場合。 ・厚生労働省に情報を提出し必要な情報を活用した場合
40	かかりつけ医連携薬剤調整加算 (I) ロ	77 円/回	153 円/回	229 円/回	
41	かかりつけ医連携薬剤調整加算 (II)	262 円/回	524 円/回	785 円/回	
42	かかりつけ医連携薬剤調整加算 (III)	109 円/回	218 円/回	327 円/回	
43	緊急時治療管理	565 円/日	1,130 円/日	1,694 円/日	病状が著しく悪化し緊急的治療管理を行った場合
44	所定疾患施設療養費 (I)	261 円/日	521 円/日	782 円/日	肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し治療管理を行った場合
45	所定疾患施設療養費 (II)	524 円/日	1,047 円/日	1,570 円/日	(I)に加え、協力医療機関等と連携して行った診断に至った根拠を記録している場合
46	新興感染症等施設療養費	262 円/日	524 円/日	785 円/日	新興感染症のパンデミック発生時に、感染した入所者を施設内で療養を行う場合
47	高齢者施設等感染対策向上加算 (I)	11 円/月	22 円/月	33 円/月	感染症の発生時に協力医療機関との連携体制を構築している場合
48	高齢者施設等感染対策向上加算 (II)	6 円/月	11 円/月	17 円/月	施設内で感染者が発生した場合の感染制御等の実地指導を受けている場合
49	認知症行動・心理症状緊急対応加算	218 円/日	436 円/日	654 円/日	認知症の症状が悪化し、在宅での生活が困難となった場合の受入及び在宅復帰を目指したケアを行った場合

50	身体拘束廃止未実施減算	▲基本単位数の90%			適切に身体拘束を実施しなかった場合、入所者全員について減算
51	高齢者虐待防止措置未実施減算	▲基本単位数の1%			虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合、入所者全員について減算
52	業務継続計画未策定減算	▲基本単位数の3%			感染症もしくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画は未策定の場合、入所者全員について減算
53	リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅰ）	58 円/月	116 円/月	174 円/月	口腔衛生管理加算（Ⅱ）及び栄養マネジメント強化加算を算定し、継続的にリハビリテーションの質を管理し、厚生労働省に情報を提出し必要な情報を活用した場合
54	リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅱ）	36 円/月	72 円/月	108 円/月	継続的にリハビリテーションの質を管理し、厚生労働省に情報を提出し必要な情報を活用した場合
55	褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	4 円/月	7 円/月	10 円/月	褥瘡発生について定期的な評価、管理を行った場合
56	褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	15 円/月	29 円/月	43 円/月	褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等に、褥瘡の発生のない場合
57	排せつ支援加算（Ⅰ）	11 円/月	22 円/月	33 円/月	排泄に介護を要する利用者に対し支援計画を作成しそれに基づく支援を行った場合
58	排せつ支援加算（Ⅱ）	17 円/月	33 円/月	49 円/月	支援を行い改善した場合
59	排せつ支援加算（Ⅲ）	22 円/月	44 円/月	66 円/月	支援を行い改善した場合
60	自立支援促進加算	327 円/月	654 円/月	981 円/月	利用者への医学的評価に基づく日々の過ごし方等へのアセスメントの実施、日々の生活全般における計画に基づくケアの実施した場合
61	科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	44 円/月	88 円/月	131 円/月	入所者・利用者ごとの心身の状況等（加算（Ⅱ）については心身、疾病の状況等）の基本的な情報を、厚生労働省に提出した場合
62	科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	66 円/月	131 円/月	197 円/月	
63	安全対策体制加算	22 円/回	44 円/回	66 円/回	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合
64	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	24 円/日	48 円/日	72 円/日	介護福祉士80%以上 勤続10年以上介護福祉士35%以上 サービスの質の向上に資する取組を実施している場合
65	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	20 円/日	40 円/日	59 円/日	介護福祉士60%以上の場合

66	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	7 円/日	13 円/日	20 円/日	介護福祉士 50%以上 常勤職員 75%以上 勤続 7 年以上 30%以上
67	生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	109 円/月	218 円/月	327 円/月	（Ⅱ）に加え、業務改善の取組による成果が確認されている場合
68	生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	11 円/月	22 円/月	33 円/月	生産性向上ガイドラインに基づき、業務改善活動を継続的に行っている場合
69	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に 3.9%を乗じた単位数			介護職員の賃金改善等を実施しているものとして、都道府県知事に届け出た事業所が利用者に対してサービスを提供した場合
70	介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数に 2.9%を乗じた単位数			
71	介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数に 1.6%を乗じた単位数			
72	介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に 2.1%を乗じた単位数			介護職員の賃金改善等を実施しているものとして、都道府県知事に届け出た事業所が利用者に対してサービスを提供した場合
73	介護職員特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数に 1.7%を乗じた単位数			
74	介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数に 0.8%を乗じた単位数			介護職員の賃金改善等を実施しているものとして、都道府県知事に届け出た事業所が利用者に対してサービスを提供した場合
75	特別療養室料（個室）	5,000 円/日			別途消費税
76	選択制日用品費	170 円/日			日用品として、個人的に使用していただくものを希望によりご利用いただく場合
77	教養娯楽費	実費（1 回あたり）			利用者の希望によりクラブ活動等に参加された場合
78	理美容代	実費			利用時のみ 別途資料をご覧ください。
79	洗濯の委託	実費			洗濯業者との契約に基づき、利用時のみ 別途資料をご覧ください。
80	テレビ利用料	200 円/日			別途消費税。 居室に設置するテレビを利用する場合（個室は除く）
81	電気代	50 円（1 台あたり）			別途消費税。 居室のテレビや持ち込みの電化製品を利用する場合
82	コピー代	30 円（1 枚あたり）			別途消費税

83	診断書・診療情報提供書	6,000 円/1 通	別途消費税 他施設へ転所する際等に作成いたします。
84	生命保険用診断書（保険給付金等）	12,000 円/1 通	別途消費税
85	死亡診断書	20,000 円/1 通	別途消費税
86	その他証明書	4,000 円/1 通	別途消費税。 医師以外が作成するもの。提出先から用紙を指定されている場合はご相談ください。
87	エンゼルケア料	20,000 円	別途消費税 死後のケアを行った場合
88	特殊食	900 円/日 ※限度額認定証をお持ちの方は記載の金額	状態の変化等により通常の食事がとれない場合、医師の判断により栄養補助食品を提供いたします。

※（１）①(i)、(ii)、(iii)、(iv)および（２）１～68については、端数処理をしていますので回数等により自己負担の金額が変わる場合があります。（２）76、77については介護保険外 実費利用料同意書をご覧ください。

（３）支払い方法

毎月１２日頃に前月分の請求をいたしますので、２７日以内にお支払いください。

お支払方法は原則口座引落としとさせていただきます。それ以外の支払い方法をご希望の方はご相談ください。